



密輸防止に関する覚書

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に関係する全ての当事者の利益にとって有害であること、そして、国際航空貨物取扱施設及び航空貨物を利用して行われる可能性があること

不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸を防止するため、税関が監視取締りの強化を必要としていること

そのような取締りの強化は、合法的貿易に従事している国際航空貨物取扱事業者及びその関係者に対し、影響を及ぼす可能性があること

税関と国際航空貨物取扱事業者との協力関係の強化が、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸に対する取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係は国際航空貨物取扱事業者及びその顧客等合法的に貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

を認識のうえ、不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金地金等の密輸防止のために財務省関税局と一般社団法人航空貨物運送協会は次のとおり合意した。

- (1) 財務省関税局と一般社団法人航空貨物運送協会との協力関係をさらに強化すること。
- (2) 税関と一般社団法人航空貨物運送協会加盟の国際航空貨物取扱事業者との協力関係の強化方法について共同して検討していくこと。
- (3) 税関及び国際航空貨物取扱事業者が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両社の有意義な情報交換を促進すること。
- (4) 税関と国際航空貨物取扱事業者との協力に関するガイドラインを税関及び国際航空貨物取扱事業者に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2019年1月26日

財務省関税局長

一般社団法人航空貨物運送協会会長

中江元哉

伊藤 豊